

電気設備駆付けサービス 重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「電気設備駆付けサービス」

(2) サービスの種類

照明器具、スイッチ、コンセントまたは換気設備等の弊社が別途定める電気設備のトラブルの応急処置にかかる費用を3万円（税込）※1まで無償とする「電気設備トラブル駆けつけサービス」、洋服、本、CD、DVD、家電、金券等の買取業者を紹介する「買取業者紹介サービス」、および洗濯機、冷蔵庫、エアコンまたはテレビの修理費用について、別途引受保険会社が定める保険金額を補償する「家電補償サービス」がセットになったサービス。

※1 対象となる費用は、出張代、作業代、修理工代です。3万円（税込）を超えて費用が発生した場合、および部品代が発生した場合、その費用は有償となります。

・各サービスの詳細は「電気設備駆付けサービス」Webサイトにてご確認いただくか、または弊社販売担当者までお問い合わせください。

(3) ご利用料金

月額基本料金：500円（税抜）

・「電気設備駆付けサービス」のご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法でお支払ください。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2. その他弊社が定める支払方法 ※

※ お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払方法に定める時期によります。

(5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 株式会社 Grandeur

住 所 東京都渋谷区神宮前6丁目19-13

代表者氏名 山田 雄大

(7) キャンペーンについて

光インターネットサポートデスク（0570-099-084または03-6705-8972）にお問い合わせください

(8) サービスに隠れた瑕疵がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。

(9) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「電気設備駆付けサービス 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 光サービス事務センター

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-6-5 テレコミュニケーションビル

りらいあコミュニケーションズ(株)内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

- この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
- 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過

するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第24条第1項の申込者等を いう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。